

中間報告以後の進め方等について（案）

中間報告以後の進め方について

1 中間報告以後の進め方の考え方

これまで検討委員が自治基本条例に関連する全ての分野について意見を述べ、それを作成委員会が集約するかたちをとってきた。しかしながら、最終報告に向けて、さらに議論を深めていくには、個別のテーマについて委員が理解を深めていくことが有効であると考えられる。

このため、検討委員会を固定したグループに分け、以下のとおり特定のテーマについて議論していく。

2 進め方

STEP 1 グループ分けを行う

3 ページテーマ分けイメージに基づき 4 つのグループ編成を行う。各グループの人数を考慮して調整を行うが、最大限各個人の意向を尊重する。

STEP 2 グループごとに議論を行う

第 9 回の後半部分、第 10 回、第 11 回の検討委員会を議論の時間として割り当て、必要に応じてグループごとに別途機会を設けて議論を行う。また、必要に応じて事務局からの資料配布とともに、担当職員を招き、説明してもらう機会も検討する。

STEP 3 グループごとのまとめを発表する

6 ページの最終報告書イメージを基本として、提案部分を作成し、第 12 回検討委員会において発表する。その場での意見を踏まえ、修正した提案を報告書案作成委員会に提出する。

3 作成委員会の再編成について

・現在の作成委員は、これまでどおり報告書の作成を担うこととし、4 つのグループに各 1 名加わるようにする。

・今後の作成委員会では、テーマ別の議論が中心となることが想定されるため、作成委員会を各グループ 2 名とすることとし、グループリーダー 1 名を新たに作成委員として募集する。なお、これまでの作成委員会と新たに募集する作成委員会は同じ立場で議論に加わることとし、必要な要綱改正等を実施する。

4 今後のスケジュールについて

今後のスケジュール(案)は次に示すとおりとなっているが、進め方によっては検討委員会を別途設定することや、土曜日に開催することについて検討する必要がある。

■ 自治基本条例検討委員会の開催スケジュール（中間報告以後）

検討委員会等の開催スケジュール		備 考
4月	24(土)・25(日) 検討委員会主催の市民討議	
5月	世話人会・作成委員会 世話人会 14(金) 夜間 検討委員会 世話人会 28(金) 夜間 検討委員会 18(火) 夜間 報告書案作成委員会	(世・作)中間報告以降の進め方の検討 検 ・ 市民意見の共有化 ・ 中間報告以降の進め方の検討 ・ グループ別議論(方向性検討) 作 ・ 最終報告書イメージの検討 ・ 最終報告書の構成の検討 ・ テーマの検討 検 ・ グループ別議論
6月	世話人会 4(金) 夜間 → 3(木) 夜間 検討委員会 世話人会 25(金) → 26(土) 夜間 検討委員会 11(金) 夜間 報告書案作成委員会	検 ・ グループ別議論 作 ・ テーマの検討 ・ 最終報告書構成の議論 検 ・ グループ別議論内容の報告・議論
7月	3(土) 検討委員会 2(金) 夜間 報告書案作成委員会 世話人会 16(金) 夜間 検討委員会 24(土)・25(日) (市内2ヶ所で開催) 検討委員会主催の市民討議	作 ・ 発表を受けた報告書作成 委 ・ 最終報告書案の確定 ・ 市民討議の進め方の確認
8月	世話人会 3(火) 夜間 検討委員会 世話人会 12(木) 夜間 検討委員会 6(金) 夜間 報告書案作成委員会 市長報告	委 ・ 市民討議結果の共有化 ・ 市民討議意見の反映の検討 検 ・ 最終報告書確定(案)の検討 委 ・ 最終報告書の確定

グループごとのテーマについて

1 グループ別テーマの考え方

議論の深まりや広がりとともに、グループ間の議論内容が一部重複することは仕方ないが、可能な限り、調整しながら議論を進める。また、前文等については、全体で議論するとともに、グループに属さない事項については作成委員会で先行的に議論する。

2 テーマ設定

共通事項・作成委員会で検討すべきテーマ

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| ・ - 1 条例のポイント(P3) | ・ - 1 条例の見直し規定(P18) |
| ・ - 2 条例の性格(P3) | ・ - 2 条例の実効性を高めるしくみ・ルール(P18) |
| ・ - 1 前文のポイント(P4) | |
| ・ - 2 自治するまちのイメージ(P4) | |

グループ1 市民自治グループ

市民のあり方、市民活動とともに、行政との協働のあり方について議論する。

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ・ - 1 市民とは(P5) | ・ - 4 市民同士の合意形成(P6) |
| ・ - 2 市民の権利と義務(P5) | ・ - 1 市民と行政の関係とは？(P13) |
| ・ - 3 市民自らが公共をつくる活動(P5) | |

グループ2 議会・行政グループ

議会のあり方、行政のあり方、議会と行政のあり方等について議論する。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ・ - 1 議会の役割と責任(P7) | ・ - 3 行政サービスのあり方(P9) |
| ・ - 2 議会の運営(P7) | ・ - 4 行政組織・職員のあり方(P9) |
| ・ - 1 市長の役割と責任とは？(P8) | ・ - 2 市民と議会の関係とは？(P14) |
| ・ - 2 行政の役割と責任とは？(P8) | ・ - 3 議会と行政の関係とは？(P14) |

グループ3 コミュニティ・区グループ

今後のコミュニティのあり方、区役所のあり方について議論する。

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| ・ - 1 自治とコミュニティ(P10) | ・ - 3 区役所を機能させるしくみ(P11) |
| ・ - 2 区役所の位置付け、あるべき姿(P10) | ・ - 4 7つの区のあり方 (P10) |

グループ4 制度・しくみグループ

具体的な制度・しくみについて議論を行う。

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・ - 1 情報公開(P15) | ・ - 4 権利の救済(P16) |
| ・ - 2 広聴のしくみ(P15) | ・ - 5 評価(P17) |
| ・ - 3 住民投票制度(P16) | ・ - 6 財政運営(P17) |

3 想定される検討項目について

これ以外に検討すべきテーマ、新たな項目があれば、それを含めて分科会、検討委員会で議論する。

共通事項・作成委員会の検討項目

- 条例の名称、最高規範性の担保方策については、今後検討していきます。
- 条例の見直しの手続、期間などについては今後検討していきます。
- 条例の実効性を高めるしくみ・ルール of の具体的な仕組みについては今後検討していきます。

グループ1 市民自治グループの検討項目

- 基本的人権、平等性とともに、条例で規定する権利義務を考慮しながら、条例の適用範囲や具体的な市民の定義を今後検討していきます。
- 市民の具体的な権利義務の内容、その規定の方法などについては今後検討していきます。
- 行政との協働のあり方や行政からの財政支援、場の確保、組織の立上げなどの支援策、委託のあり方等について検討していきます。
- 市民活動と行政の関係、中間支援組織のあり方、税制をはじめとする市民活動支援のあり方について、今後検討していきます。
- 市民間の合意形成のあり方については、参加、協働のルールとともに、検討していく必要があります。
- 具体的な協働のルールや、市民と行政の役割分担のあり方については今後検討していく必要があります。
- 市民と行政の間には情報量に差があり、これを解消する方法については今後検討していく必要があります。

グループ2 議会・行政グループの検討項目

- 市民の声がより反映されるよう、議会運営の仕組みを検討します。
- 市長の役割と責任については、法令との関係なども考慮しながら、今後検討していきます。
- 行政組織の効率性、目標達成度などを評価するための制度・仕組みの検討が必要です。

グループ3 コミュニティ・区グループの検討項目

- 社会環境の変化に対応できる新しいコミュニティの具体像や自己統治のあり方については、町内会・自治会の果たすべき新たな役割と位置づけを検証するとともに、テーマ別コミュニティといわれる市民活動が果たしている役割を検証した上で、検討していく必要があります。
- 区レベル、地域レベルにおけるコミュニティ活動のための場の確保など、行政からの支援策について検討する必要があります。
- 課題に応じたコミュニティの適切な単位についても検討していきます。
- 身近な行政機関である区役所で、地域の課題を自主的に見出し解決する仕組みをつくるため、企画調整機能や予算、組織等のあり方や、あるいは区の課題を区民の代表が検討する区民会議の設置などについて、検討していく必要があります。
- 地域特性を活かした区政運営の推進と、市民サービスの享受などにおける7つの区の間での平等性（公平性）とのバランスをどのように取っていくべきかについては、今後検討していく必要があります。

グループ4 制度・しくみグループの検討項目

- 情報公開の具体的な仕組みについては、現行の情報公開制度の運用の検証とともに、市民が使いやすい情報公開制度のあり方について議論を重ね、検討していく必要があります。
- パブリックコメントの具体的な仕組み、さらに電子会議室その他の広聴制度の拡充については今後検討していく必要があります。
- 現行の地方自治制度は、間接民主制を基本にして構成されていますが、市政の重要な政策については住民の意思を直接問う住民投票制度が各地で実施されています。この住民投票制度については、そのあり方等を含め検討する必要があります。
- 権利の救済にかかわる現行制度の運営の改善や拡充などについては、現行制度の検証の中で検討していく必要があります。
- 評価の原則には、評価の対象、評価の指標・基準、評価主体、評価結果の公表などを定めるべきであると考えますが、具体的な内容については、今後検討していく必要があります。

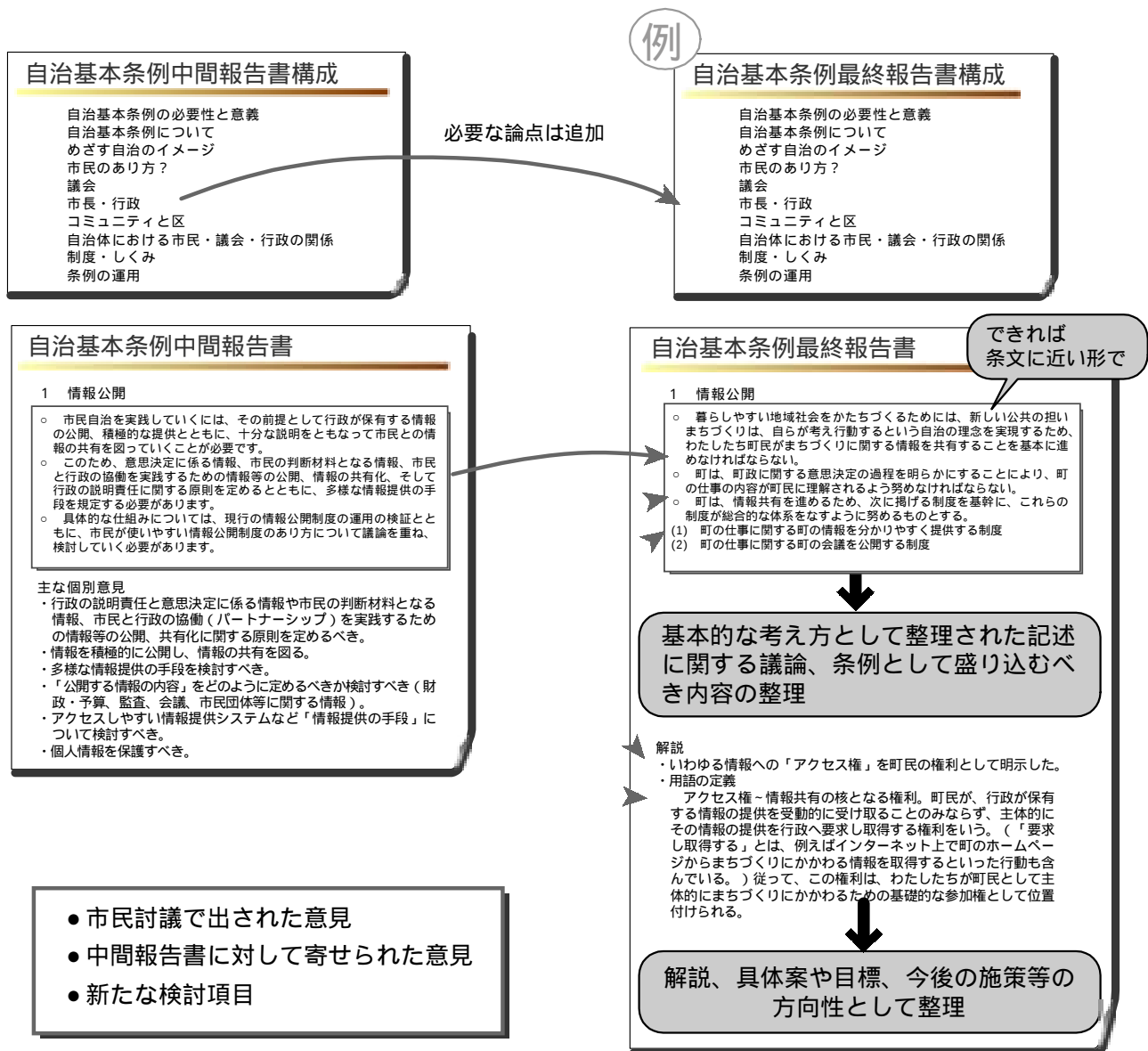
最終報告書のイメージについて

1 最終報告書の考え方

最終報告書のイメージとしては次のものが想定される。

- ・ 中間報告書で基本的な考え方として整理された枠内の記述や個別意見、中間報告書に対して寄せられた意見を元にしつつ、内容の豊富化、議論、条例として盛り込むべき表現の内容の整理
- ・ 条例として盛り込むべき内容を踏まえた、その解説、具体案や目標、今後の施策等の方向性の整理作業

2 最終報告書のイメージ



最終報告書の内容については二セコ町まちづくり基本条例の条文、解説を盛り込んだ